

年金額の改定(スライド)ルールのイメージ図

令和3年度分を事例として

①賃金改定率と物価改定率の丈比べ

令和3年度の前年(令和2年)の対前年(令和元年)比物価変動率(±0%=1)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

物価改定率

2年度前(令和元年度)から4年度前(平成29年度)までの3年度平均で算出(▲0.1%=0.999)

2~4年度前(3年度平均)の実質賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率(左記に同じ)

可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成32年度まで)

(別紙に注記)

2つの改定率
を丈比べ

賃金改定率
(名目手取り賃金変動率)

①がプラス改定の場合、マクロ経済スライドが発動

②マクロ経済スライドによる調整

※年金額の名目下限の措置

年金額改定

(注)

令和3年度の初日(令和3年4月1日)の属する年(令和3年)の3年前の年(平成30年)の9月1日と同じく4年前の年(平成29年)の9月1日における厚生年金保険料率の変化率を示したものです。厚生年金保険料率は平成29年9月において固定され、以後183/1,000(18.3%)のままになっていますので、平成29年と平成30年とを比較した場合、厚生年金保険料率はいずれも同じであることから、変化率±0%となります。

「可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成32年度まで)」とありますが、▲0.2%となるのは平成31(令和元)年度までで、令和2年度では▲0.1%、令和3年度では0%となり、令和3年度以後は0%で固定化されます。従って、上記「 」の中は、可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成31(令和元)年度まで)とすべきだと考えます。